

子ども総合センター 子ども家庭支援センター 児童館

幼児サークル

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等では、子育て支援事業の一つとして、幼児サークルを実施しています(右表)。

【申込み】利用を希望する子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等へ。

子育てサークル子育て自主グループ、乳幼児親子の専用スペースもご利用ください。

子ども家庭支援センター・児童館

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館の幼児サークル

館名	所在地	電話番号	曜日・対象年齢・定員
子ども総合センター	新宿7-3-29 新宿ここから広場内	(3232)0695	▶0歳児…第1・第3水曜日 ▶2歳児以上…第2・第4木曜日 ▶1歳児…第2・第4火曜日
信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20	(3357)6851	▶0歳児(3か月以上)…金曜日 ▶1歳児以上…火曜日
榎町子ども家庭支援センター	榎町36	(3269)7304	▶0歳児…水曜日 ▶2歳児以上…木曜日 ▶1歳児…火曜日
中落合子ども家庭支援センター	中落合2-7-24	(3952)7751	▶0歳児…第2・第4木曜日 (9月から第2・第4水曜日も開催します) ▶1歳児A(30組)…第1・第3金曜日 ▶1歳児B(30組)…第2・第4金曜日 ▶2歳児以上(30組)…第1・第3木曜日
北新宿子ども家庭支援センター	北新宿3-20-2	(3365)1121	▶0歳児…水曜日 ▶2歳児以上…月曜日(月2回以上) ▶1歳児…金曜日
本塩町児童館	本塩町8	(3350)1456	▶0歳児…月曜日(月1回) ▶4歳児～未就学児…土曜日(月1回) ▶0歳児～未就学児…火曜日
北山伏児童館	北山伏町2-17	(3269)7196	▶2歳児・3歳児(30組)…木曜日
中町児童館	中町25	(3267)3321	▶0歳児…金曜日 ▶2歳児以上…水曜日 ▶1歳児…木曜日
東五軒町児童館	東五軒町5-24	(3269)6895	▶0歳児(25組)…火曜日 ▶2歳児以上(25組)…木曜日 ▶1歳児以上(25組)…水曜日
薬王寺児童館	市谷薬王寺町51	(3353)6625	▶0歳児・1歳児(40組)…木曜日 ▶おおむね2歳以上(40組)…火曜日
早稲田南町児童館	早稲田南町50	(5287)4321	▶0歳児(30組)…火曜日(月2回) ▶2歳児以上(20組)…金曜日 ▶1歳児(20組)…水曜日
富久町児童館	富久町22-21	(3357)7638	▶0歳児・1歳児…火曜日 ▶2歳児以上…木曜日
百人町児童館	百人町2-18-21	(3368)8156	▶0歳児…金曜日 ▶2歳児・3歳児…木曜日 ▶1歳児…火曜日
高田馬場第一児童館	高田馬場3-18-21	(3368)8167	▶0歳児…水曜日 ▶2歳児以上…火曜日 ▶1歳児…木曜日
高田馬場第二児童館	高田馬場1-4-17	(3200)5038	▶6か月～1歳6か月(25組)…火曜日 ▶1歳6か月以上…(25組)…木曜日
上落合児童館	上落合2-28-8	(3360)1413	▶0歳児(40組)…金曜日 ▶1歳児～3歳児(40組)…月曜日
中井児童館	中井1-8-12	(3361)0075	▶0歳児…第2水曜日 ▶2歳児以上(40組)…金曜日 ▶0歳児・1歳児(30組)…木曜日
西落合児童館	西落合1-31-24	(3954)1042	▶0歳児・1歳児…金曜日 ▶2歳児以上…木曜日
北新宿第一児童館	北新宿2-3-7	(3369)5856	▶0歳児…木曜日 ▶2歳児以上…火曜日 ▶1歳児…月曜日
西新宿児童館	西新宿4-35-28	(3377)9352	▶0歳児…火曜日 ▶2歳児以上…木曜日 ▶1歳児…水曜日

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館等では、子育てサークル活動の自主的な子育てサークル活動を実施しています。また、児童館等は、子育て情報の提供や育児相談を行っています。乳幼児の親子が専用で利用できるスペースがある児童館等もあります。お気軽にお立ち寄りください。各児童館等の幼児サークル活動は、新宿区ホームページでも案内しています。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許期間終了後に製造される先発医薬品と同等の品質・安全性を持つ医薬品で、厚生労働大臣から承認されています。

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。利用できない場合もありますので、医師や薬剤師にご相談ください。

※生活習慣病等で処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方には、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月10日・28日2月にお送りします。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階 ☎5273-4149)へ。

国保温泉センターの利用割引

次の施設の割引利用券を医療保険年金課特別出張所で配布しています。

① 檜原温泉センター 数馬の湯

【所在地】檜原村2430

【利用料金】大人400円・小学生200円

② 奥多摩温泉もえぎの湯

【所在地】奥多摩町氷川19-1

【利用料金】大人400円・小学生200円

③ 秋川渓谷 潮音の湯

【所在地】あきる野市・津565

【利用料金】大人600円・小学生200円

④ 生蓮青春の湯つるる温泉

【所在地】出町大久野4718

【利用料金】大人600円・小学生200円

※①②は、別途入湯税が必要です。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進などにご利用いただけます。

▼保養施設

全国のかんぱの宿を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布の「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▼夏季保養施設

区が契約する旅行会社が提携する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。詳しくは、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階 ☎5273-4078)へ。

「区立幼稚園のあり方の見直し方針(素案)」へのご意見を募集します

素案の概要

区教育委員会が平成24年度に取りまとめた「区立幼稚園のあり方の見直し方針(素案)」では、適正な園児数を確保するために、区立幼稚園4園を廃止することを盛り込んでいました。しかしその後、人口推計や「新宿区次世代育成支援に関する調査」の結果等から、幼児人口の今後の傾向や「3歳児保育」「預かり保育」へのニーズが高いことが分かりました。

区では、こうした区立幼稚園への需要を踏まえ、再度、区立幼稚園のあり方を見直し、「区立幼稚園のあり方の見直し方針(素案)」を取りまとめた。

素案の全文は学校運営課広報担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・区立幼稚園・区立図書館、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、私立幼稚園で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】学校運営課保健給食・幼稚園係 〒160-8484歌舞伎町1-5-11、第1分庁舎4階 ☎5273-3103・☎5273-3580へ。

▼3歳児学級の定員を、17人から20人に拡大する

▼3歳児保育を実施していない区立幼稚園のうち、保育室が3部屋以上確保できる園に3歳児の学級を新設する

▼27年度中に預かり保育を試行的に実施し、28年度以降段階的に預かり保育実施園を拡大する

素案では、区立幼稚園の廃止は、今回は見送ることとし、適切な園児数を確保するため、「3年保育」や「預かり保育」を実施する中で、今後の幼稚園の需要に対応していくこととしました。今後も私立幼稚園連合会等と連携し、保護者の選択の幅を広げることができるよう、幼児教育環境の充実に取り組みます。

地域説明会を開催します

●地域センター

【日時・会場】時間はいずれも午後7時～8時30分

▼4月21日(火)：若松地域センター(若松町12-6)

▼4月23日(水)：榎町地域センター(早稲田町85)

▼4月28日(火)：大久保地域センター(大久保2-12-17)

パブリックコメント制度(意見募集)により、素案へのご意見を募集します。ご意見には住所・氏名のほか、区内在学・在勤の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、5月15日(金)までに学校運営課保健給食・幼稚園係へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください(1氏名等の個人情報情報は公表しません。新宿区ホームページからも受け付けます)

【ご意見を募集します】

パブリックコメント制度(意見募集)により、素案へのご意見を募集します。ご意見には住所・氏名のほか、区内在学・在勤の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、5月15日(金)までに学校運営課保健給食・幼稚園係にお申し込みください。

●区立幼稚園

14か所の区立幼稚園で説明会を開催します。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【ご意見を募集します】

▼4月30日(木)：落合第一地域センター(下落合4-6-17)

▼5月12日(火)：四谷地域センター(内藤町87)

※託児があります(2歳以上の未就学児)。各説明会の3日前までに学校運営課保健給食・幼稚園係にお申し込みください。



新宿区交通安全パレード

春の全国交通安全運動(5月11日～20日)に先駆け交通安全を呼び掛けます。

【日時】4月29日(例)午前11時から(雨天中止)

【コース】新宿通り(新宿3丁目交差点～大ガード)

※当日の午前には交通規制があります。

身の証を携帯した調査員が4月中旬から訪問して調査票を配布し、後日回収に伺います。

【調査事項】6月4日(休)時点での世帯の状況(保健・医療福祉・年金所得等)

【問合せ】健康推進課健康企画係(第2分庁舎分館1階 ☎5273-3024)へ。

はがき・ファックスの記載例

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

「参加団体」警視庁音楽隊・鼓隊・カラオケ・クイン・スタニス、交通安全協会、交通少年団鼓笛隊、早稲田大学応援吹奏楽団、日本大学吹奏楽研究会ほか 【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階 ☎5273-4226) 5生込・新宿・戸塚・四谷の各警察署交通連絡係へ。 国民生活基礎調査にご協力を 生活の基礎的事項を施策の資料とするため、厚生労働省が毎年実施しています。今年は、区内では7地区・約20世帯が対象です。 身分証を携帯した調査員が4月中旬から訪問して調査票を配布し、後日回収に伺います。 【調査事項】6月4日(休)時点での世帯の状況(保健・医療福祉・年金所得等) 【問合せ】健康推進課健康企画係(第2分庁舎分館1階 ☎5273-3024)へ。 高卒認定試験受験サポートプログラム 高卒資格がないために進学や就職が難しい方の資格取得を支援します。 【日時・科目】5月9日～7月25日の土曜日、▼英語・国語・社会…午後1時30分～3時30分 ▼数学理科…午後4時～6時 【対象】区内在住の15歳(義務教育修了後)～おおむね39歳で就業していない方、10名講師(NPO法人キズキ)による面接選考があります。 【会場申込み】4月24日(金)までに「電話で新宿区勤労者・仕事支援センター若年者就労支援室へお申込み」(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟 ☎3200-3311)へ。 リサイクル講座 ①眠っている木綿地からエプロンドレス作り 【日時】5月16日(土)午後1時～4時 【内容】普段着としても使えるエプロンドレス作り 【持ち物】木綿地(中厚)250cm、30cmのフラスナーほか ②裂き布からぞうり作り 【日時】5月27日(例)午前10時～午後4時 【持ち物】木綿の古布(シーツ・布団カバー・布団の布・浴衣等を裂いたもの5cm程度×100×150cm(1本は必ず150cm必要を20本程度)、レジヤースhirtなどの敷物ほか

国民健康保険のお知らせ

27年度の国民健康保険料 保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。27年度の保険料は、左図のとおりです。

※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。

【対象】区内在住・在勤の方、①は15名、②は20名

【費用】①は200円、②は300円(資料代等)

【共通】新宿環境リサイクル活動の会「会場申込み」(往復はがきに4面記載例のほか希望講座①②の別)を記入し、①は5月1日、②は5月12日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-12) ☎533305374月曜日(休)月曜日

が祝日等の時は翌日(休)へ。応募者多数の場合は抽選。

都市計画決定の縦覧

●東京都計画部都市開発の方針

【住宅市街地の開発整備の方針】

東京都で都市計画決定し、3月6日付けで告示されました。関係図書を確認します。

【縦覧場所】問合せ：東京都都市整備局都市計画課都庁第二本庁舎21階北側 ☎538883225、区都市計画課都市計画係(本庁舎8階 ☎5273-3527)へ。

消費者大学講座

地域における消費者教育の担い手となる人材育成を目的とし、27年度は「情報」をテーマに表示や広告・情報の見極めポイントを考えます。

【日時】内容講師(左表のとおり)

※内容は変更する場合があります。

【会場】新宿消費生活センター1分館(高田馬場1-1 ☎5273-3834)へ。

日時	講師
5月25日(例)	消費者が商品を選択する時の表示や広告等の見極めポイント(植村幸也・弁護士)
6月12日(例)	化粧品等の表示について(日本化粧品工業連合会)
6月22日(例)	指導事例から学ぶ～消費者が商品選択をする時の知識(東京都生活文化局消費生活部取指指導課)
7月8日(例)	ネットトラブル回避術(紀藤正樹・弁護士)
8月6日(例)	金融商品の失敗しない見極めポイント(原早苗・元消費者委員会事務局長)
9月1日(例)	消費者トラブル(消費生活相談員) ※5回以上参加した方には、区長から修了証をお渡しいします。

※時間はいずれも午後1時30分～3時30分

27年度の国民健康保険料

【算定基礎額】平成26年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

基礎賦課額(医療分)	後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)	介護納付金賦課額(介護分)	年間保険料
【均等割額】33,900円 × 世帯の加入者数	【均等割額】10,800円 × 世帯の加入者数	【均等割額】14,700円 × 世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の人数	=
【所得割額】世帯加入者全員の27年度の算定基礎額 × 100分の6.45	【所得割額】世帯加入者全員の27年度の算定基礎額 × 100分の1.98	【所得割額】世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の27年度の算定基礎額 × 100分の1.40	
賦課限度額 52万円	賦課限度額 17万円	賦課限度額 16万円	

●資格の取得・喪失の届出は14日以内

●やむを得ず遅れた場合でも必ず届出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的医療保険に加入しなければなりません。退職等が勤務先の健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届出が必要で(自動的には切り替わりません)。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならぬ日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

▼届出は医療保険年金課・特別出張所へ

▼勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは資格喪失証明書をお持ちください。扶養家族がないときは退職証明書でも可。

▼新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。ホームページでもご案内しています。

※代理人が加入の届出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。

★27年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。27年1月1日に住民税の申告をした方は、住民税の申告をしてください。

※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

●保険料を納めない

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めに相談ください(8面で休日の納付相談をご案内しています)。

▼督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証(短期証)を交付します。

▼未納の状態が続くと、被災等の特別な事情がある方を除き、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば、保険診療として扱われますが、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額を支払うこととなります。

▼高額療養費等保険給付の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証」の申請はできません。

▼前記とは別に「法律に基づいて預貯金・給与・生命保険など財産の差し押さえを行う場合があります」。